

事項	事業メニュー	交付上限額・交付率
最適土地利用総合事業	1 最適土地利用推進事業	
	(1)最適土地利用推進事業	定額とし、各年度の上限は1,000万円とする。
	(2)実証事業	
	(3)土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組	
	(4)省力化機械の導入	
	(5)粗放的利用体制整備	定額とし、各年度の上限は次のとおりとする。 なお、定着支援として3年間を上限とする。
	(i) 放牧	10,000円/10a
	(ii) 蜜源・緑肥・省力・景観作物等	
	(iii) 緩衝帯整備	5,000円/10a
	(iv) ビオトープ	ただし、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は助成の対象外。
	(v) 計画的な植林	
(6)農用地保全等推進員の措置	定額とし、各年度の上限を250万円とする。	
2 最適土地利用整備事業	事業費の5.5/10以内とし、助成額の各年度の上限を2,000万円とする。	